

# アメリカにおける外貨換算会計の展開

保 永 昌 宏

## 目 次

- I はじめに
- II 伝統的外貨換算会計
- III FASB ステートメント No. 8 の概要
- IV FASB 公開草案「外貨換算」
- V むすび

## I はじめに

外貨換算会計の問題が会計学の領域でその重要性が論じられるようになったのは、比較的新しいことと言えるであろう。会計(学)は、そもそも経済社会の発展と共に、実践的必要性に迫られて発展してきているからである。会計は外部環境との関係において、相互的であり進歩的である。会計上のテーマを産みだすところのもろもろの事象はたえず変化しつつある。されば、既往の理念は時勢の変化するにつれて指導力を発揮しなくなり、従前の方法はあたらしい問題に当面すれば適応性をうしなう。かくして、環境はあたらしい思考を産みだし、創造の才ある人々を刺激してあたらしい方法を工夫せしめるにいたる<sup>(注1)</sup>。会計が国際的見地から考察され始めたのは、1900年代になってからである。しかしながら、それも今日のような情報化社会に至るまでは、単に、各国の会計人(士)が一同に会して、お互いの国の会計実務を報告し合うだけのものにすぎなかった。これに比べ今日、あらゆる面で国際化が促進され、国際協調が叫ばれるようになり、会計学の領域にも変化の兆しが見られるようになったのは、とりわけ、アメリカ系多国籍企業がヨーロッパに急激に進出し始めた1950年代以降のことである<sup>(2)</sup>。このようにして海外に進出した多国籍企業は、自国通貨問題だけの領域から、外国通貨問題の領域へと必然的に関わりを持たざるを得なくなった。

(注1) 片野一郎訳「リトルトン会計発達史」同文館、昭和41年、p. 490.

(注2) Stephen Horbert Hymer, *The International Operations of National Firms: A Study of Direct Foreign Investment*, MIT, 1976. 宮崎義一編訳「多国籍企業」岩波書店、1979年 第1部参照

そこで本稿では、アメリカにおいて今日まで展開されてきた外貨換算会計の歩みを概観し検討を試みようとするものである。

## Ⅱ 伝統的外貨換算会計

### (1) AICPA No. 43 の外貨換算会計

外貨換算会計を扱った古典的な文献としては、アメリカ公認会計士協会 (AICPA) 刊行の会計研究公報第43号の第12章 海外活動と外国為替 (Accounting Research Bulletin No.43, June 1953, Chapter 12. Foreign Operations and Foreign Exchange) であり、これが、アメリカでは一般に認められた会計原則に則したものであるとして、広く受け入れられるようになった。このなかで展開された外貨換算会計が言わば伝統的な外貨換算方法と目されるようになり、その後あらゆる文献のなかにも引用されるようになった。

会計研究公報第43号における外貨換算方法は、後に会計原則審議会意見書第6号 (Opinions of the Accounting Principles Board, No.6, October, 1965) によって、一部分に改訂が加えられたが最も伝統的かつ権威ある方法とみなされていた。そこで、先ず AICPA の提唱した外貨換算会計を概観することにしよう。

#### A. 貸借対照表勘定の換算

(i) 流動項目 (現金, 受取勘定, その他流動資産) は、先物為替予約 (forward exchange contracts) がないかぎり、貸借対照表日の為替レートで換算すべきである。また、棚卸資産についても、標準的な低価法によりドルで表示しなければならない。貸借対照表日の為替レートで換算されない場合には、別の方法を採用しようとする者に対して立証しなければならない。棚卸資産の再調達価格が、より高い場合には、外貨表示の原価を決算日レートで単に低価法で換算するだけでは不十分である。そのような場合には、ドルによる販売価格から販売費その他現地経費を償う合理的な割合を控除した後、仕入日のレートによるドル額が商品原価を超える場合には、棚卸資産の仕入原価と同様に考えてよい。

#### (ii) 固定資産

固定資産、長期投資および長期受取勘定は、これらの資産を取得または建設した時点の為替レートでドルに換算しなければならない。しかしながら、資産の購入が外貨で行われた場合には (利益または借入から得た)、資産の原価は、支払時に見積られた為替レートで合衆国における外貨の金額に相当しなければならない。先の一般原則に対して、固定資産、長期投資または長期受取勘定は、関連諸国において得た資金に対する為替レートが、実質的にかつ長期的に変動する直前に取得され

たもの場合には例外とする。その場合には、当該資産は、関連した債務が変化した程度まで、ドル等価額に表示替えするのが適切であろう。

勘定を連結または結合する場合には、減価償却は、合衆国ドルで示された固定資産額に基づいて計算しなければならない。現地国の税務目的に対して、現地国財務諸表に減価償却の総額に相当する外貨で表示することが不可能でも止むを得ない。

#### (i) 流動負債

外貨によって支払われる流動負債は、貸借対照表日の為替レートでドルに換算すべきである。

#### (ii) 長期負債および資本金

外貨表示されている長期負債および資本金は、決算日レートで換算せず、それらが最初に発生または発行された時の為替レートで換算すべきである。これらは一般的原則であり、実質的にかつ長期的な為替レートの変動が生ずる直前に、固定資産、長期投資または長期受取勘定の取得に関連して発生した長期債務、および発行済資本金に関しては例外がある。このような場合には、新しい為替レートで長期債務または資本金を表示し、為替差額は、取得した資産原価の修正として処理するのが適当である。

上述したところからも明らかなように、貸借対照表勘定に関しては、流動項目には、原則として、決算日レートを適用し、固定項目（非流動項目）には、取得日レートを適用することに着目しておかなければならない。また、負債項目のうち、流動負債には、決算日レートを適用し、長期負債には発生時のレートを適用することになっている。資本項目には、発行時のレートを適用する。これまで観てきたところから、棚卸資産について価格変動がある場合には、仕入原価（取得日レート）を適用することを考慮してもよいとの言わば例外を除けば、会計研究公報第43号で提唱された為替換算会計は、流動・非流動法（current-noncurrent method）にほかならないと言えるであろう。

#### B. 損益計算書勘定の換算

損益項目に関しては、在外支店または子会社、あるいは外貨で処理をする国内会社（購買、販売および製造）の営業損益計算書（operating statements）は、為替レートに大幅な変動があった場合に、各月の適用可能な平均為替レートで換算し、もしこの手続きがあまりにも多くの労力を要するならば、念入りに加重平均した基準で換算すべきである<sup>(1)</sup>、と規定されている。

他方、前例のないような大幅な平価切下げのような異常事態から生ずる為替の修正は、その金額が非常に大きく、損益計算書にこれを含めると、それから誤った推論が導かれる程に純利益の意味をそこねる場合には、それらは剰余金に賦課するのが適当であると思われる。

これらに対して、会計研究公報第43号の委員の一人でもあるメイソン氏（Mr. Mason）は、為替変

(注1) ARB No. 43, Chapter 12. APB Accounting Principles, Vol. 2, Sep. 1, 1972. p. 6051. Para. 19.

動から生ずる未実現損益の矛盾した処理に賛成できないことを表明している。ソイソン氏は、未実現損益を繰延べることを提起しており、また長期受取勘定および長期負債は、決算日レートで換算すべきである<sup>(2)</sup>、と述べている。

これに対して後述する NAA 調査報告書第36号にもみられるように、外貨換算会計は、AICPA 会計研究公報第43号で提唱された方法と会社実務との間には現実に乖離が生じていたために修正しなければならなくなり、これが後に、アメリカ公認会計士協会の会計原則審議会意見書第6号 (Accounting Principles. Board Opinion No.6, October, 1965) となって修正勧告されるのである。

この意見書第6号は、長期債権および長期債務に関する換算について、次のような修正意見を表明している。すなわち、会計研究公報第43号の第12章 (海外活動および外国為替) のパラグラフ12および18は、長期受取勘定および長期負債は、歴史的為替レートで換算しなければならない<sup>(3)</sup>、と述べている。当審議会は、長期受取勘定および長期負債の換算は、多くの状況において、決算日レートが適当であるという意見である<sup>(4)</sup>。

このようにして外貨換算方法は、AICPA 会計研究公報第43号の第12章「海外活動および外国為替」で提唱されたのを中心に、会計原則審議会が1965年10月に公表した意見書第6号による一部修正したものが、権威と伝統ある方法として一般に認められていたのである。

## (2) NAA 調査報告書第36号の外貨換算会計

AICPA 会計研究公報第43号の外貨換算会計の方法は、言わば、流動・非流動法の範疇に属する方法であると分類できるが、ミシガン大学教授であったサミュエル R. ヘップワース (Samuel R. Hepworth) は、貨幣・非貨幣法の有用性を提唱した。ヘップワースは、流動・非流動の区分は、金融機関が財務諸表分析に用いるのであり、この区分方法が換算に用いらると、結局、誤解させることになる<sup>(5)</sup>、と述べている。そして、資産および負債項目を貨幣的・非貨幣的項目とに区分する。

### (1) 貨幣的項目の換算

貨幣的資産および貨幣的負債項目は、決算日の為替レートを適用し、非貨幣的資産および非貨幣的負債項目には、取得日の為替レートを適用しなければならない。棚卸資産に対して決算日の為替レートを適用することに反対し、長期債権および長期債務には、決算日の為替レートで換算すべきである<sup>(6)</sup>、と述べている。

(注2) *ibid*, p. 6052.

(注3) *Financial Accounting Standards, Original Pronouncements as of June 1, 1980, FASB*, p. 140.

(注4) *ibid*, p. 140.

(注5) Samuel R. Hepworth, *Reporting Foreign Operations*, University of Michigan, 1956. p. 8.

(注6) *ibid*, pp. 203~204.

ヘップワースの提唱した貨幣・非貨幣法の考えは、後に、アメリカ全国会計人協会の調査報告書第36号 (N. A. A. Research Report No. 36, Management Accounting Problems in Foreign Operations, 1960) にみられるように、当時のアメリカ企業における為替換算会計の実務のなかにも採用されていた方法である。

#### (ロ) 流動項目の換算

この調査報告書第36号によれば、棚卸資産を除く流動項目（流動資産および流動負債）は、貸借対照表日の為替レートで換算される。棚卸資産については、低価法が採用されるが、決算日レートを適用することが、株主に報告される財務報告書の作成にあたって、一般に認められた実務である<sup>(7)</sup>。長期受取勘定は、このような資産を保有する実態調査をした28社中の21社が貸借対照表日の為替レートで換算している。

#### (ハ) 固定項目の換算

固定資産勘定（工場設備、長期投資など）は、これらの資産が取得されたときの為替レートで換算しなければならないことが、会社の実務および会計学の文献によっても承認されている<sup>(8)</sup>。

繰延費用および前払費用は、その性質上および理論上も必然的に、固定資産に適用されたのと同様の方法である歴史的レートで換算される<sup>(9)</sup>。

会社の実務と会計学の文献で一般に勧告されている方法との著しい相違は、長期負債の換算にみられる<sup>(10)</sup>。すなわち、会計研究公報第43号では、外貨で表示された長期負債および資本金は、決算日レートではなく、それらが当初発生または発行されたときの為替レートで換算しなければならない<sup>(11)</sup>、とされている。しかしながら、現地国通貨で債務を負っている企業が、このような換算方法では、ほとんど元のレートに戻ることが見込めないのが現状である。こうした理由から、現地国通貨で長期債務を保有している企業の25社中16社が、貸借対照表日の為替レートで長期債務を換算している<sup>(12)</sup>、ことが報告されている。

#### (ニ) 損益計算書項目の換算

損益計算書項目については、各月末に適用できる為替レートを用いるのが普通であるが、為替相場が変動している場合には、期末レートよりも平均レートの方がよいと思われる。それには、毎月の平均または四半期の平均を用いることである<sup>(13)</sup>。

(注7) N. A. A. Research Report No. 36. Management Accounting Problems in Foreign Operations, National Association of Accountants, March 1, 1960, pp. 26~28.

(注8) *ibid*, p. 31.

(注9) *ibid*, p. 33.

(注10) *ibid*, p. 33.

(注11) ARB. No. 43. Chapter 12. Para 18.

(注12) N. A. A. Research Report No. 36. *op. cit* p. 34.

このように損益計算書項目に関しては、AICPA の会計研究公報第43号の見解と NAA 調査報告書第36号とで大きな相違はない。

これらの方法のうち、とりわけ、AICPA の会計研究公報第43号における外貨換算方法は、伝統的な外貨換算方法と呼ばれており、換算目的が海外支店および子会社に関する報告である場合にのみ適当である。換言すれば、伝統的な方法は換算を親会社もしくは持株会社の観点から考えているために、換算された財務諸表は、財務諸表の結合または連結に、さらに会計が利用される場合にのみ適当である。伝統的な方法が独立会社の財務諸表の換算には不適切であることは信ずるにたる理由がある<sup>(14)</sup>、という見解がある。

AICPA 自身これらの事情は、すでに十分考慮しなければならないことを認識していたとみえ、会計調査研究第7号 (Accounting Research Study No.7, Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises, by Paul Grady, 1965) において、次のように言及している。

前述の ARB No. 43 号第12章は、多くの国で大幅な通貨の平価切下げ傾向および継続した実質的インフレーションのために、特に、長期資産および長期負債の換算において、現今の実務に関して時代遅れとなっている。このような認識のもとに、NAA 調査報告書第36号は、現行の実務をよく反映しているので、当報告書にその換算方法の要約を掲げておくことにする<sup>(15)</sup>、と論述されている。

### Ⅲ FASB ステートメント No. 8 の概要

既述したように、会計研究公報第43号第12章に規定された外貨換算会計は、FASB のステートメント第8号 (FASB Statement No.8, Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements, October, 1975) が公表されるまでは、ともかく一般に認められた権威ある見解であった。しかるに1960年代から1970年代初めにかけて、世界の通貨体制の変更ならびにアメリカ企業の急速な国際的拡張が、企業経営の実務を通して、伝統的為替換算理論の修正をいっそう促進させたのであった。

会計原則審議会 (APB) の活動は、その委員が AICPA 内部のメンバーであったために、結局、AICPA そのものの活動になってしまった。外部の各界の意見を広く取り入れるために、APB を改組 (1973年6月30日) して、AICPA 以外の外部者も加えて、新たに、財務会計基準審議会 (FASB) とし

(注13) *ibid*, pp. 39~41.

(注14) Mueller, G.G. *International Accounting*, The Macmillan Company, 1967 pp. 181~182.

(注15) Paul Grady, *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*, Accounting Research Study No.7, AICPA. 1965. pp. 332~333.

て出発した。

FASB は、ステートメント第 8 号「外貨建取引および外貨表示財務諸表換算のための会計」(以下、単に FASB 第 8 号という)を 1975 年 10 月に公表し、1976 年 1 月 1 日以降に始まる事業年度の企業の会計に適用した。

FASB 第 8 号は、ARB 第 43 号第 12 章「海外活動と外国為替」のパラグラフ 7 および 10~12, AP B 意見書第 9 号のパラグラフ 18 および FASB ステートメント第 1 号「外貨換算情報の開示」に代わるものである<sup>(1)</sup>。

FASB 第 8 号は、外貨建取引については、

- (a) 取引から発生した各資産、負債、収益または費用は、取引日の為替相場で換算する。
- (b) 外貨で呼称されている企業が所有している現金および所有金額を表わすドルで記録した残高は、各貸借対照表日において決算日レートを反映するように修正しなければならない。
- (c) 外貨で表示され時価で繰越された資産は、各貸借対照表日において、貸借対照表日の時価と同額に修正しなければならない(すなわち、貸借対照表日の外貨建時価に決算日レートを乗じる)<sup>(2)</sup>、と規定している。

外貨表示財務諸表の換算方法については、外貨表示財務諸表における資産、負債、収益および費用は、企業の外貨建取引から生じる資産、負債、収益および費用と同じ方法で明らかにされ換算される。

外貨建財務諸表の作成にあたり、本国通貨以外の通貨および受取債権または支払債務を表わす残高は、現地国通貨および外貨の決算日レートを反映するように修正される。これらの修正された残高および現地国通貨で呼称されている現金および受取債権または支払債務を表わすその他の残高は、決算日レートでドルに換算される。

- (a) 過去の交換価格(過去価格)で繰越された勘定は、歴史的レートで換算しなければならない。
- (b) 現在の購入または売却相場(現在価格)あるいは将来の相場で繰越された勘定は、決算日レートで換算しなければならない。
- (c) 収益および費用取引は、基礎になる取引がそれが発生した日のドルに換算されたことによって生じたドルの近似値で換算される。各取引を個別に換算するのは、通常、实际的でないので、その期間の平均レートを用いても得ることができる。しかしながら、歴史的レートで換算された資産、負債に関連した収益および費用は、関連した資産または負債を換算するために用いた歴史的

---

(注 1) FASB Statement No. 8. Financial Accounting Standards, Original Pronouncements as of June 1, 1980. Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements, p. 777.

(注 2) *ibid*, p. 778.

(注 3) FASB Statement No. 8. *op. cit.*, pp. 778~779.

レートで換算しなければならない<sup>(3)</sup>。

外貨建の資産および負債を外貨と自国通貨とで換算することにより、為替レートの変動に伴い為替差損益が発生する。これが換算差損益である。

外貨表示財務諸表の換算に関しても、同様に換算差損益が生ずる。FASB 第 8 号は、これら為替換算差損益をすべて発生時の損益に計上するように勧告しているのである。

このような経緯を経て、アメリカの企業は、FASB 第 8 号の勧告に従い 1976 年 1 月 1 日以降に始まる事業年度から、この外貨換算会計（一般にテンポラル法“temporal method”と呼ばれている）<sup>(4)</sup>を実践し始めたのである。

FASB 第 8 号が公表された当時は、もっとも理論的にすぐれた外貨換算会計であると評価されてスタートしたのであったが、やがて、アメリカ企業の経営者および職業会計人の間から多くの批判が寄せられるようになった。当時、アメリカのドルが急速に下落している時期でもあり、FASB 第 8 号に準拠した外貨換算を行うことにより、為替換算損益を当期の損益として認識しなければならなくなりこれがとりわけ多国籍企業の経営成績に大きな影響を与えることになったのである。アメリカの多国籍企業の多くは、その結果、多額の為替換算差損を当期の損益計算書に計上しなければならなくなった。そのためにアメリカの多国籍企業は、為替市場で積極的に為替操作を行わねばならなくなり、これがまた為替相場の急激な変動要因にもなるという悪循環をまねくことにもなった<sup>(5)</sup>。

さらに、テンポラル法を実施することによって、在外事業活動の経営実態を反映しないところのいわゆる換算のパラドックスが生じる（たとえば、現地国の通貨では期間損益が利益である場合でも、ドルに換算することによって、期間損失になる）ことなども批判の理由の一つである。

FASB 第 8 号は、非貨幣項目には、取得時レートを用いて換算することを勧告しているので、在外企業の多くは、為替相場の変動のために \*エクスポージャーを測定すると純負債ポジションになる。このような場合に、ドルに比して外貨が強ければ、換算差損が生じ、逆に外貨に比してドルが

(注 4) テンポラル法 (temporal principle) という用語は、Leonard Lorensen が ARS No. 12. “Reporting Foreign Operations of U. S. Companies in U. S. Dollars”. 1972 において、第 2 章換算におけるテンポラル法で使用して以来一般化したものと思われる。テンポラル法は属性法とも言われるように財務諸表項目のそれぞれの属性を変えないで換算する方法である。

(注 5) Thomas G. Evans, William R. Folks, Jr, & Michael Jilling, The Impact of Statement of Financial Accounting Standards No. 8 on the Foreign Exchange Risk Management Practices of American Multinationals: An Economic Study. FASB. November 1978. p. 19.

(注 6) Financial Reporting Development, Foreign Currency Translation, FASB Exposure Draft, Ernst & Whinney, October 1980, pp. 36~37.

\* exposure に関しては外貨為替リスクに対する会社の経済的エクスポージャーと会計上のエクスポージャーとの間に相違がある。Journal of Accountancy, February 1981, p. 10 参照、宮田達郎著「外貨建取引等会計処理基準十講」同文館、昭和 55 年は、エクスポージャーに関して詳しく言及している。



強ければ、換算差益が生ずる<sup>(6)</sup>。ドルの強い時代であれば、アメリカ系多国籍企業は、常に換算差益を計上できたが、ドルの相対的価値下落という状況にあっては実務界から反対されるのも当然の成行きと言わなければならない。かくして、FASBは、外貨換算会計の新しい公開草案を公表しなければならなくなった。ちなみに、テンポラル法は、最も理論的にすぐれた方法として登場し広く受け入れられたかにみえたが、アメリカの大企業の採用している外貨換算実務は、1977年秋季においても概ね次のようであった。フォーチュン誌500社およびそれ以外の企業について調査の結果、解答を寄せた企業総数合わせて156社の採用している方法は、流動・非流動法41%、貨幣・非貨幣法40%、テンポラル法4%、決算日レート法2.5%であった<sup>(7)</sup>。このような実務界における現状も、新公開草案の公表を促進させた要因の一つとして挙げられるであろう。

#### Ⅳ FASB 公開草案「外貨換算」

上述したような経緯を経て、FASBは、1980年8月28日に至り新しい外貨換算に関する公開草案(Exposure Draft, Foreign Currency Translation, August 28, 1980, 以下、単に公開草案という)を公表した。公開草案は、付録を含めて57ページ、126パラグラフから成っているが、本稿では、そのうち、FASB 第8号における換算方法(いわゆるテンポラル法)と比較検討する必要性から、換算のところだけを取上げることとする。

まず、外貨表示財務諸表の換算に関して、公開草案は、①在外子会社等の資産、負債のすべては、期末為替レート(current exchange rate)を用いて換算しなければならない。②在外子会社の収益、費用、利得および損失は、それらを認識した日の為替相場を用いて換算しなければならないが、個々の取引毎に換算するのは、通常、非実践的なので、結局、期中の加重平均為替レートを用いることになる。③外貨表示財務諸表の換算から生じた修正額は、その期間の個々の株主持分の構成要素に分析し、区分財務諸表や財務諸表の脚注で報告し、実質的かつ完全に清算されるまでは、株主持分の構成要素に区分して累積しておく。④換算修正額を取崩す場合には、たとえば、海外事業を引揚げるなど、在外子会社の資産の全部または相当額が処分されたようなときである。あるいは、海外事業に対する純投資額が、回復不可能な減損をこうむった場合などである。

次に、外貨建取引にかかわる換算損益に関しては、(i)まず、投資会社と被投資会社間の取引から生ずる換算損益の処理を規定している。①連結、結合、持分法の適用対象となる投資会社と被投資会社間の外貨建取引による換算損益は、当期の期間損益とせず、外貨換算修正勘定に計上される。

(注7) Thomas G. Evans, William R. Folks, Jr & Michael Jilling, The Impact of Statement of Financial Accounting Standards No. 8 on the Foreign Exchange Risk Management Practices of American Multinationals: An Economic Impact Study, FASB November 1978. p.120.

②海外の子会社等に対する純投資額のヘッジを意図し、実際にヘッジする外貨建取引に伴う換算損益は、期間損益とせず、外貨換算修正勘定に計上される。

(ロ)次は、個別的外貨建契約の場合には、たとえば、固定資産の購買契約をヘッジする意図で、先物契約に伴う損益は、関連する外貨建取引の履行日まで繰延べ、その測定的基础に含める。ただし、後日、損失を認識しなければならない先物契約にかかわる損失は、繰延べできない。結局、上記の(イ)および(ロ)以外から生じた外貨換算損益は、発生した期間の損益に含めることになる。

この公開草案に対して、すでに FASB の委員のなかに反対意見が表明されている。そのうち本稿に関連するものだけを挙げると、二つの矛盾した前提に立脚しており、その結果、公開草案は、例外および為替損益と換算修正額との重要ではあるが根拠のない報告書の区別を提示している<sup>(1)</sup>。というものである。

## V む す び

これまで、AICPA 会計研究公報第43号によって勧告された外貨換算会計から、1980年8月に公表された公開草案に至るまでを順を追って概観してきた。公開草案は、1980年12月に公聴会が開催され1981年第一四半期には、新基準として確定する予定であったが、その後、意見の陳述期間を1981年5月まで延長したようであり、これが新基準となるには、未だ若干の時間が必要のように思われる<sup>(2)</sup>。

既述してきたように公開草案は、テンポラル法から、転回を示し、資産および負債項目には、決算日レートを用いて換算し、収益および費用項目には、期中の平均為替相を用いて換算する。換算差額は、原則として当期の期間損益に含めず、外貨換算修正勘定に計上して、株主持分の構成要素に区分して累積しておくように提案されている。最後に、設例を掲げて、FASB第8号と公開草案との換算方法を比較対照することによって、両者の異同を明らかにしたいと思う<sup>(3)</sup>。

(注1) Exposure Draft, Foreign Currency Translation, FASB, August 28, 1980. p. 42.

(注2) Status Report, No. 107. October 31, 1980.

(注3) 設例として掲げた表I及び表IIは、次の文献から引用した。

Financial Reporting Developments, Foreign Currency Translation, FASB Exposure Draft, Ernst & Whinney, October 1980. pp. 4~5.

## 設例による換算比較

海外会社 (西ドイツ)

表I 貸借対照表

(1981年12月31日現在)

	外貨建表示	FABS 第8号		公開草案	
		換算比率(1)	ドル建表示	換算比率(1)	ドル建表示
流動資産					
現金	DM 330,000	0.5775	\$ 190,575	0.5775	\$ 190,575
受取手形	1,225,000	0.5775	707,438	0.5775	707,438
棚卸資産	1,500,000	0.5676	851,400	0.5775	866,250
前払費用	25,000	0.5472	13,680	0.5775	14,437
	<u>3,080,000</u>		<u>1,763,093</u>		<u>1,778,700</u>
固定資産					
土地	250,000	0.4500	112,500	0.5775	144,375
建物	1,200,000	0.4500	540,000	0.5775	693,000
工場設備	1,000,000	(2)	469,440	0.5775	577,500
	<u>2,450,000</u>		<u>1,121,940</u>		<u>1,414,875</u>
減価償却累計控除	410,000	(2)	186,444	0.5775	236,775
	<u>2,040,000</u>		<u>935,496</u>		<u>1,178,100</u>
その他資産					
受取勘定	125,000	0.5775	72,187	0.5775	72,187
繰延費用	50,000	0.4500	22,500	0.5775	28,875
	<u>175,000</u>		<u>94,687</u>		<u>101,062</u>
	<u>DM 5,295,000</u>		<u>\$ 2,793,276</u>		<u>\$ 3,057,862</u>
流動負債					
支払手形	DM 970,000	0.5775	\$ 560,175	0.5775	\$ 560,175
未払所得税	200,000	0.5775	115,500	0.5775	115,500
長期負債のうち短期負債になる額	400,000	0.5775	231,000	0.5775	231,000
	<u>1,570,000</u>		<u>906,675</u>		<u>906,675</u>
長期債務 (短期分一部控除)	1,600,000	0.5775	924,000	0.5775	924,000
繰延所得税	60,000	(2)	31,349	0.5775	34,650
株主持分					
資本金	600,000	0.4500	270,000	0.4500	270,000
払込資本金	200,000	0.4500	90,000	0.4500	90,000
利益剰余金	1,265,000		571,252		551,370
持分換算修正額					281,167
	<u>2,065,000</u>		<u>931,252</u>		<u>1,192,537</u>
	<u>DM 5,295,000</u>		<u>\$ 2,793,276</u>		<u>\$ 3,057,862</u>

(1) 1981年12月31日現在決算日レートは0.5775 用いられたその他のレートはすべて取得日レート。

(2) これらの残高は取得日為替レート。詳細はすべてE&amp;Wの経営者から得た。

海外会社 (西ドイツ)

表II 損益及び剰余金計算書

(1981年12月31日終了年度)

	外貨建表示	FASB 第 8 号		公 開 草 案	
		換算比率(1)	ドル建表示	換算比率(1)	ドル建表示
売 上 高	DM 7,800,000	0.5530	\$ 4,313,400	0.5530	\$ 4,313,400
そ の 他 収 益	31,250	0.5530	17,281	0.5530	17,281
	<u>7,831,250</u>		<u>4,330,681</u>		<u>4,330,681</u>
原 価 及 び 費 用					
売 上 原 価	6,200,000	(4)	3,376,140	0.5530	3,428,600
一 般 管 理 費	650,000	(4)	354,656	0.5530	359,450
減 価 償 却 費	150,000	(4)	69,444	0.5530	82,950
支 払 利 息	220,000	0.5530	121,660	0.5530	121,660
	<u>7,220,000</u>		<u>3,921,900</u>		<u>3,992,660</u>
	<u>611,250</u>		<u>408,781</u>		<u>338,021</u>
換 算 損 失			<u>(50,878)</u>		
税 引 前 利 益	611,250		357,903		338,021
所 得 税					
当 期	290,625	0.5530	160,716	0.5530	160,716
繰 延	15,000	0.5530	8,295	0.5530	8,295
	<u>305,625</u>		<u>169,011</u>		<u>169,011</u>
純 利 益	305,625		188,892		169,010
利 益 剰 余 金	1,259,375		546,520		(2) 546,520
(1981年1月1日現在)	1,565,000		735,412		715,530
支 払 配 当 金 控 除	300,000	(3) 0.5472	164,160	(3) 0.5472	164,160
利 益 剰 余 金					
(1981年1月1日現在)	<u>DM 1,265,000</u>		<u>\$ 571,252</u>		<u>\$ 551,370</u>

(1) 1981年の平均為替レートは0.5530

(2) 1981年1月1日に採用されていたのは決算日レート法で、前年度の財務諸表も変更してないと仮定。

(3) 配当金支払日の為替レートは申告した。

(4) これらの残高のうち一部、取得日為替レートに基づいている。詳細はすべて E &amp; W の経営者から得た。